

緊急企画!

公益社団法人

日本ユネスコ協会連盟



東日本大震災復興支援ボランティアツアー

何かしたい、そんな皆さんのボランティア参加へのお手伝いをいたします。

子どもたちの教育復興支援に取り組む日本ユネスコ協会連盟がボランティアツアー参加者を募集

気仙沼市・岩手県沿岸地区ボランティアセンター提供のボランティア作業に参加
気仙沼ユネスコ協会 会員から教育復興のお話
気仙沼ユネスコ協会 会員のみなさんと交流

旅行代金（お一人様）：22,000円

パンフレット作成日：2011年7月28日 管理番号044911071052-K-55P 旅行代金算出基準日：2011年7月28日

【旅行期間】2011年8月25日（木）～27日（土）

日	行程	食事
8/25 (木)	東京駅(予定)発 = = = 途中SAで休憩(国見SA、長者原SA等。変更になる場合もございます) = = 21:00集合 21:30出発 今回のツアー目的・日本ユネスコ協会連盟について説明 <車内泊>	夕:
8/26 (金)	= 朝食(途中のサビッスリアにて各自自由食) = = = = 仙台(7:00頃 / 仙台地区参加者ピックアップ) = = = = = = 岩手県・宮城県沿岸地区着 = = = = 災害ボランティアセンターの指示に従いボランティア活動 = = = = 9:45頃 10:00 ~ ~ 15:00頃 <活動一例:瓦礫の撤去、泥だし、避難所でのお手伝い、事務作業など> ボランティア活動先は気仙沼市もしくは岩手県沿岸地区(大槌町、陸前高田市、宮古市、釜石市等)を予定していま すが、被災地の都合により変更になる場合もございます。 = 【講演会・意見交換会 / 気仙沼ユネスコ協会会員より「教育復興についての講演」】 & 交流会 = = 17:00 ~ 1時間程度 = 岩手県内の旅館または日帰り入浴施設にて入浴(夕食) = 仙台経由 = 現地発 = <車内泊> 19:00 23:00	朝: 昼: 弁当 夕:
8/27 (土)	= = = = 6:30頃 東京駅 周辺到着	朝:

記号について = = = バス 食事の表記 朝=朝食 昼=昼食 夕=夕食 - = 食事なし
雨天時はボランティアセンターの判断により活動が中止となる場合がございます。その場合、被災地の産業・経済支援につながる活動(観光)をしていただく予定です。(入場料等は各自負担です。被災地域の見学ではありません)

参加資格: 18歳~35歳までの方(高校生は参加できません) 最少催行人員: 30名 食事: 昼1回、夜1回 添乗員: 同行いたします
申込締切日: 8月10日まで 最終案内は、出発3日前までに、お申込み代表者の指定送付先へお送りいたします。

ご参加頂いた方の中から当連盟の広報誌掲載を目的として感想・体験記の執筆や写真掲載をお願いする場合がございますのであらかじめご了承下さい。被災地域におけるボランティア活動には様々な危険が伴う場合があります。ボランティア活動に参加される方は、リスクを伴う活動であることを十分理解し、それらのリスクに対して自己責任で活動していただくことをご了承下さい。

旅行代金	旅行代金に含まれるもの	往復専用バス料金(トイレなし) 添乗員費用(東京出発~東京到着まで) 入浴代・昼食代・夕食代 上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。
	旅行代金に含まれないもの	上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。 個人的性格による費用(飲食費など) 上記記載以外の飲食代 ボランティアに必要な持物(作業着、長靴、厚手のゴム手袋・軍手、防塵マスク、ゴーグル、スコップ、タオルなど) ボランティア活動保険(現在の居住地の社会福祉協議会にて「ボランティア活動保険(天災Aプラン)」にご加入の上ご参加ください。被災地でのボランティア活動中の万が一の事故に対するの補償保険です。)

【協力】公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟

【旅行企画・実施】

近畿日本ツーリスト株式会社 第4営業支店



【お申込み・お問い合わせ】

近畿日本ツーリスト株式会社 トラベルサービスセンター東日本
「日本ユネスコ協会連盟 東日本大地震復興支援ボランティアツアー」係

〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-4-2 錦糸町マークビル3F

TEL: 0570-064-205 FAX: 03-6730-3230

営業時間: 月曜日から金曜日09:30~17:30 (土・日・祝日は休業です)

お取消・ご変更のご連絡が休業日・営業時間外の場合は翌営業日の扱いとなります。

申込方法

- (1)裏面の申込書に必要事項をご記入の上、ファックスまたは郵送にてお申込ください。
- (2)お申し込みと同時に旅行代金全額をお振込みください。
- (3)お振込みは参加者(代表者)のお名前でお振込みください。

振込口座: 三井住友銀行 東京第一支店(普)
7886421

口座名義: 近畿日本ツーリスト株式会社

20歳未満の方は親権者の同意が必要となります。

ご旅行条件書

お申し込み

(1)申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。(2つが揃った時点で正式なお申し込みとなります。)*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱いします。
 (2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金の支払いが必要です。申込金の支払いがない場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)
 (3)a.旅行開始日に75歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。
(4)お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

(5)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社(以下「提携会社」といいます)の企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
 (6)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を認めた時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

旅行代金・追加旅行代金
 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、1.部屋追加代金、2.延泊による宿泊代金などを行います。

確定日発表
 確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日発表表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

旅行契約内容・代金の変更
 (1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越え利用する運送機関の運賃、料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
 (2)奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けたとした旅行において、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

取消料がかかる場合(お客様による旅行契約の解除)
 お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から8日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

当社の責任とならないローン等の事由によるお取消の場合も表記取消料をいただきます。取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)
 下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)
 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき、重要な変更とは「旅程保証」の項1-8に定める事項をいいます。
 旅行代金が増額された場合、
 当社が確定日発表表を表記の日までに交付しない場合、
 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき、
当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)
 お客様の数が契約書面に記載した最少催行員に達しなかったとき、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
 申込条件の不適合
 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

旅行企画・実施：近畿日本ツーリスト ECC事業本部カンパニー第4営業支店
 観光庁長官登録旅行業第20号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会会員
 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉ビル14階
 TEL：03-6891-9304 FAX：03-6891-9404

総合旅行業務取扱管理者：山本茂、山森裕己、福山聡
 *旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取組責任者です。このご旅行の契約に關し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご連絡の上上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

FAX：03-6730-3230

<日本ユネスコ協会連盟 東日本大震災復興支援ボランティアツアー参加申込書>

近畿日本ツーリスト株式会社 御中

2011年 月 日記入

パンフレットに記載の旅行条件及び旅行手記のために必要な範囲内での運送機関等その他への個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

フリガナ	性別	年齢	携帯電話	()	FAX	()
お名前	男・女		自宅電話		E-Mail	
現住所 (書類送付先)	(〒 -)		国内緊急 連絡先		お名前： TEL：	続柄：
同伴者がいる場合	別紙に添付でも可です。但し、氏名(フリガナ)・性別・年齢をご記入ください(書式自由)		<20歳未満の場合> 保護者同意欄(署名・捺印) 上記記載の旅行参加に親権者として同意します			
お名前	フリガナ	性別	年齢	(印)		
お申込時に20歳未満の方は、親権者の同意が必要となりますので、必ず同意の署名・捺印を受け取ってください。同伴者の方は別紙で上記記載事項を満し署名・捺印を取り付けてください。						
備考：						

当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

特別補償

当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物が被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、携行品にかかると損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合には、「当旅行参加中」とはいたしません。

旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

お客様の交換

お客様が当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日発表表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

個人情報の取扱いについて

(1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
 (2)当社およびご旅行をお申出いただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。
 (3)当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただきますことがあります。
 (4)上記のほか当社の個人情報取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

募集型企画旅行契約の取扱いについて

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりします。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページhttp://www.knt.co.jpからもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

【ボランティア活動保険について】
 ボランティア活動保険とは、被災地でのボランティア活動中の万が一の事故に対する補償保険です。現在の居住地の社会福祉協議会にて「ボランティア活動保険(天災Aプラン)」に必ずご加入の上、ツアーにご参加ください。